

申告の準備はお早めに

まもなく所得税の確定申告と市県民税の申告の受け付けが始まります。申告には、源泉徴収票や所得控除を受けるための証明書、領収書などが必要になりますので、早めに準備してください。作成済みの確定申告書は市の申告会場でお預かりします。

確定申告の期間

平成25年分の確定申告書の提出と納付は、2月17日(月)～3月17日(月)までですが、所得税の還付申告は既に柏税務署で受け付けています。なお、確定申告書と手引きは、市役所、各行政サービスセンターで配布しています(枚数に限りがあります)。

確定申告は柏税務署に

市内の申告会場は、市県民税の申告、作成済みの確定申告書のお預かり、簡単な確定申告書の作成相談です。次の方は、柏税務署に相談してください。
①自営業(飲食業、大工など)、農業、不動産業、外交員、ピアノ講師など事業系

確定申告作成上の注意点 ～「住民税に関する事項」の記入を～

確定申告書第二表の「住民税に関する事項」について該当する場合は、省略せず全て正確に記入してください。記入がないと、住民税の配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除等が受けられない場合があります。特に「16歳未満の扶養親族」欄は住民税の非課税限度額の算定などに必要ですので必ず記入してください。(下図参照)

図

16歳未満の扶養親族がいる方は必ず記入して下さい

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . . .	
			平 . . .	
			平 . . .	

給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

○ 給与から差引き ○ 自分で納付

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額控除額

寄附金税額控除

都道府県、市区町村分

都道府県

市区町村

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

氏名

住所

年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、

かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告は必要ありません(この場合でも所得税の還付申告をすることができません)。なお、所得税の申告が必要ない場合でも、市県民税の申告が必要な場合(源泉徴収票に記載されている控除以外の控除の適用を受ける場合など)があります。

市県民税の申告

市県民税の申告が必要と思われる方には、1月20日に市県民税申告書を発送しました。同封の返信用封筒にて、3月17日(月)までになるべく郵送で申告してください。申告書が届かない場合は課税課までお問い合わせください。

税理士による 無料申告相談会

千葉県税理士会柏支部では、下記の日程で税理士による無料申告相談を実施しますのでご利用ください。

日時 2月13日(木)・14日(金)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

場所 けやきプラザ2階・ふれあいホール(駐車場は台数に限りがあり有料です。駐輪場は敷地内にはありません。)

内容 小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告相談(住宅借入金等特別控除や譲渡所得のある場合を除く)※贈与税の相談、ゴルフ会員権の譲渡や先物取引などの相談は行いません。

図 柏税務署 ☎7146-2321

図

「確定申告 柏税務署」
☎7146-2321
「市県民税の申告」
課税課・内線401

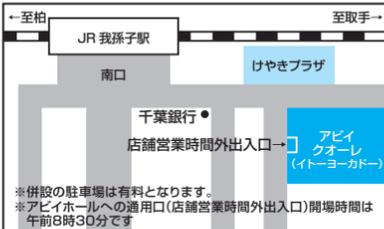
市が開設する 申告会場

内容 市県民税の申告受付、作成済みの確定申告書のお預かり(柏税務署に回送)、簡単な確定申告書の作成相談

日程	受付時間	会場
2月10日(月)	9時～11時30分 13時～15時30分	布佐南近隣センター
2月12日(水)		新木近隣センター
2月13日(木)・14日(金)		湖北地区公民館
2月17日(月)～ 3月17日(月)の平日 ※2月23日(日)、 3月2日(日)は開設	【相談】 9時～11時30分、13時～16時 【作成済み確定申告書のお預かり】 9時～17時	アビイクオーレ3階・ アビイホール (イトーヨーカドー 我孫子南口店)

アビイホールのご案内

今年も申告会場は、アビイクオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)3階にあるアビイホールです(地図参照)。市役所での申告受付は行っていませんのでご注意ください。



「我孫子市空き家等の適正管理に関する条例」が 平成26年4月1日より 施行されます

市内では適正に管理されていない空き家等が増加しています。このような空き家等が増えると近隣住民に不安を抱かせたり、周辺環境に支障を及ぼすことが考えられます。市では空き家等の所有者等に対し、適正な管理を求めることで良好な生活環境を確保するため、「我孫子市空き家等の適正管理に関する条例」を昨年12月に制定し、4月1日から施行していきます。

●空き家の管理は所有者等の責任です

空き家等の管理不全が原因で事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合は、損害賠償を求められる場合があります。次のようなことに心がけ管理をしてください。

- ご近所や自治会などに連絡先を伝えておく
- 定期的に庭木が繁茂していないか、戸締りがされているか、建物やブロック塀などの破損がないかなど点検する
- 管理が困難な場合は業者や知り合いの方などに管理を依頼する

●管理不全な状態の空き家に対する市の対応

市は管理不全な状態と認められた空き家等の所有者等に対し、助言または指導、勧告、命令を行うことができます。改善されない場合は、所有者等の氏名公表や行政代執行を行うことができます。 図 市民安全課・内線486

議会基本条例素案市民説明会

～ご意見をお聞かせください～ 図 議会事務局・内線323

市議会では、議会改革特別委員会を設置し、議会に関する基本理念や議会運営の基本方針などを定めた議会の最高規範といえる「議会基本条例」の策定作業を進めてきました。この度、条例の素案がまとまったことから、市民の皆さんの意見を今後の条例制定に反映させるため「議会基本条例素案市民説明会」を開催します。 ※事前申込は不要です。受付は開始時間の30分前からとなります。 ※議会改革特別委員会での検討経過および現在の条例素案は、市ホームページ内の「市議会」のページで公開しています。なお、説明会当日配布する資料は2月12日(水)に公開します。

日時	場所
2月15日(土)	10時～11時30分 湖北台近隣センター・大会議室
	14時～15時30分 近隣センターふさの風・会議室1[にじ]
2月16日(日)	13時～14時30分 アビスタ・第2学習室